

平成26年度入学生より、  
奨学給付金制度が開始しています！  
(返還不要です)

《保護者が茨城県内在住で、**県外**の学校へ通っている皆様へ》

## 茨城県私立高等学校等奨学給付金制度について

### 1. 制度の概要

意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

### 2. 支給要件

**令和5年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。**

- 生活保護受給世帯で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置され、または非課税世帯で高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

### 3. 支給額（1人あたり）※詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートを確認

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒 | 52,600円～152,000円 |
| 私立の通信制高等学校等の在籍生徒     | 52,100円～52,600円  |
| 私立の高等学校の専攻科の在籍生徒     | 52,100円          |

※新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

### 4. 申請方法

別添「奨学のための給付金」対象者及び給付額確認シートで、どのケースに該当するかをご確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県のHPからダウンロードしていただくか、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県総務部総務課私学振興室私立学校のページで検索

<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/shigaku/private-school/kyuhukin/index.html>

### 5. 申請期限 令和5年11月17日（金）（必着）

※期限内に間に合わない場合は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

### 6. 支給の時期 令和6年1月頃（予定）

【申請書等提出先・お問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課私学振興室担当 電話 029-301-2249